

開設2周年

つくばみらい市

消費生活センター

あれっ  
と思ったら、  
まず相談  
TEL25-3288

多様化するトラブル  
困っていることはありませんか？

市では、平成20年10月10日、市民の皆さんの消費生活の安定と向上を目指し、消費生活センターを開設しました。今年で開設2周年を迎えましたが、相談件数は徐々に増加し、相談内容も多様化、複雑化してきています。

訪問販売や電話勧誘販売での契約、インターネット取引での買い物など多様化する消費生活のなかで、消費者である皆さんと事業者との間でトラブルが発生したときには、すぐに消費生活センターへお電話ください。

消費トラブルは、なぜ起るのでしょうか？

商品やサービスについての情報を持っているのは、事業者です。皆さんは、事業者の提供す

る情報しか知ることができません。そのうえ、最近の商品は高度な技術で作られていますので、専門的な知識がないと、商品やサービスの良し悪しを判断することが難しくなっています。宣伝や広告、パンフレットなどは、良い面ばかりを強調しがちで、皆さんに正確で必要な情報が提供されているとは限りません。このような事業者と皆さんの持っている情報量の格差が、消費者トラブルを生むのです。

消費生活センターでは、専門の相談員がそういったトラブル解決のためのお手伝いをします。



「出前講座」のご案内

市消費生活センターでは、センターの相談員が講師となって出向き、消費生活に関する事例を映像やクイズなどを交えて楽しく紹介し、暮らしに役立つ情報をお届けする「出前講座」を実施しています。

地域の皆さんの集まり（団体の定例会、研修会、学校のPTA行事など）がありましたら、ぜひご利用ください。講師派遣に係る費用は無料です。

・講座内容 「これって悪質商法？～最近の事例から～」など、ご要望に応じます。

・開催日時 平日の午前10時から午後4時までの間で2時間以内

※日程の調整が必要となりますので、事前に消費生活センターへお電話ください。



「出前講座」の様子